

2 6 循環型社会の構築について

(経済産業省, 環境省, 消防庁)

提案の要旨

特定家庭用機器再商品化法に係る不法投棄対策の推進
一般廃棄物処理施設整備の推進
産業廃棄物の適正処理の推進
廃棄物固形化燃料(RDF)等の貯蔵・取扱に係る技術上の基準の見直し

現状及び課題

【現状】

平成13年4月から家電4品目(エアコン, テレビ, 電気冷蔵庫, 電気洗濯機)を対象とした特定家庭用機器再商品化法が施行されている。

廃棄物処理施設を計画的に整備していく上で, より環境負荷の少ない処理施設の導入や, 広域化を踏まえた施設の集約, ダイオキシン対応を要する既存施設の解体撤去等のコストが, 市町の負担となっている。

大規模な不法投棄事案は増加していないが, 不法投棄等の不適正処理事案は, 悪質化, 巧妙化するとともに, 他県から搬入された廃棄物に起因する事案が増加している。

既存の貯蔵施設においては, 消防庁, 経済産業省, 環境省の関係法令等の改正に基づき, 集積高さの制限や不活性ガスの封入などの安全対策を講じているが, その結果, 施設の処理能力の8割程度の稼働にとどまり, RDF処理量が増加する平成21年度からは施設を増設するか処理量を削減せざるを得ない状況となっている。

【課題】

特定家庭用機器再商品化法が対象としている家電4品目について, 再商品化費用が後払となっていることなどから不法投棄が後を絶たない状況にあり, 市町の負担が増大している。(家電4品目に係る県内の不法投棄: 約179台/月(平成17年度))

廃棄物の適正処理を推進するため, 処理施設の整備から解体撤去に至る事業の財源確保や制度面の充実及び拡充が必要である。

産業廃棄物排出事業者のマニフェスト交付状況報告の義務化を控え, 適正処理及び排出事業者責任の意識を高めていく必要がある。

安全対策の基準が過剰なものとならないように, 現行の安全対策の基準を検証する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成17年8月	中国地方知事会提案・要望
平成10年7月	広島県廃棄物広域処理計画(県内8ブロック)
平成10・11年	各ブロック広域処理実施計画
平成14年12月	ダイオキシン類恒久基準適用
平成11年7月	地区不法投棄防止連絡協議会を設置(警察本部との連携)
平成15年4月	併任警察官, 警察官OB, 行政職員からなる不法投棄対策班を設置
平成17年4月	不法投棄対策班を2班体制に強化
平成18年8月	電子マニフェスト導入モデル事業の実施
平成18年度	福山リサイクル発電株から安全対策基準の緩和要望

【前年度提案結果】

循環型社会形成推進交付金・廃棄物処理施設整備費補助金
(ごみ焼却施設等)(全国枠国費) 52,719百万円(対前年度比 98.3%)

提案の内容

特定家庭用機器再商品化法に係る不法投棄対策を推進すること

- ア 不法投棄を未然に防止するため、再商品化等に要する経費について、製品販売時に賦課する制度に見直すこと。
- イ 不法投棄された製品の回収やこれに要する費用負担について、製造業界全体で負担する制度を創設すること。

一般廃棄物処理施設整備を推進すること

廃棄物処理施設整備を計画的に推進するため、処理施設の整備から解体撤去に至る財源の確保や制度面（人口・面積要件の緩和）の改善を図ること。

産業廃棄物の適正処理の推進を図ること

産業廃棄物の広域的な移動に対応し、国の主導による監視・連絡体制を構築するとともに、産業廃棄物排出事業者に対して廃棄物管理責任者の設置を義務付けるなど、排出者責任の徹底と不適正処理の未然防止のための制度を創設すること。

廃棄物固形化燃料（RDF）等の貯蔵・取扱いに係る技術上の基準の見直しを行うこと

廃棄物固形化燃料等の貯蔵・取扱いに係る技術上の基準について、最新の科学的知見、現行の安全対策の実効性を調査・研究するとともに、基準の見直しを行うこと。

《消防庁：火災予防条例(例)改正附則》

廃棄物固形化燃料等の施設の集積高さ制限に関しては、引き続き検証が加えられ、一層確実な安全対策の確立に努めていくことが重要であり、検証結果の分析、検討が広く行われていく必要がある。